



報道機関 各位

記者発表資料
令和4年1月25日(火)
問い合わせ先：消費生活総合センター
所長：塚越
担当：村井
電話：643-2239

来年度から成年年齢引下げ！
～アニメ CM を活用した SNS 広告を行います～

今年の4月1日より、成年年齢が18歳へと引き下げられ、自らの責任で契約行為などを行えるようになります。一方で、社会経験の浅い若者は悪質商法のターゲットになりやすく、消費者被害の増加が懸念されています。

当センターでは、そのような若者の消費者被害防止を目的に、当センターマスコットキャラクター「チョットマッタマン」が登場するアニメ CM を若年者層の SNS 利用画面上に広告掲載します。

1. 期間

令和4年2月1日(火) から令和4年2月28日(月) まで

2. 対象

市全域の18歳から20歳までを中心とした YouTube・Instagram 各ユーザー

3. 方法

対象となっている若者の YouTube・Instagram 利用画面上に、アニメ CM が掲載されます。

4. アニメ CM

当センターが令和元年度に制作した6秒及び15秒のアニメ CM (若者向け消費者被害防止啓発動画) であり、以下の各広告方法にて掲載します。

- ・ YouTube：バンパー広告(6秒) 及びインストリーム広告(15秒)
- ・ Instagram：フィード広告及びストーリーズ広告(いずれも6秒又は15秒)



6秒編アニメ CM 抜粋画像

【アニメ】チョットマッタマン～ゾンビと戦ってみた～



15秒編アニメ CM 抜粋画像

【アニメ】チョットマッタマン～教師になってみた～

5. その他

市内高校及び大学等に向けて、成年年齢引下げに関する啓発チラシやポスターの配布等を予定しています。